

社会福祉施設の新任職員における「利用者に対する倫理責任」の 認識状況について —「社会福祉士の倫理綱領」を用いた検討—

藤野好美

How Newcomer Staffs Understand about "Ethical Responsibility"? - With "Code of Ethics of Social Workers"

FUJINO Yoshimi

「社会福祉士の倫理綱領」の中の「利用者の倫理責任」についての20の質問項目を用い、社会福祉施設の新人研修にて調査票を配布、回収した。参加者269名のうち248名の調査票を回収し（回収率92.2%）、分析対象とした。本研究は「利用者の倫理責任」について、社会福祉施設の新任職員がどのように認識しているのかについて現状を明らかにすることを目的としている。「性別」「年齢」「職場」「資格」「最終学歴」「従事年数」「学生時代に倫理綱領を学んだか」といった点から分析を行った。その結果、学生時代に倫理綱領を十分学んだ人がより倫理綱領を認識していることが示唆された。

キーワード：社会福祉実践、社会福祉士の倫理綱領、新任職員

I distributed in the training session among new comer staffs the questionnaire with 20 questions about "Ethical Responsibility" in "Code of Ethics of Social Workers". 248 responses were collected from 269 participant (response ratio 92.2%). This study aims to clarify that how new comer staffs understand about "Ethical Responsibility". I analyzed from the points of "sex", "age", "place of work", "qualification", "academic background", "years of service", "whether or not they study about "Code of Ethics of Social Workers" in school days?". The analysis shows that the deep understanding of Code of Ethics of Social Workers requires its sufficient study in school days.

Keywords: social work practice, Code of Ethics of Social Workers, newcomer staff

I はじめに

倫理とは人間関係と人間相互作用に価値が適用されたものであり、人間関係や人間相互作用に参加している者の行動を規制し、統制するものである（Levy1993 小松訳 1994：1）。専門職業は専門職業として倫理を備えており、それぞれの専門職業が兼ね備えている倫理を専門職倫理と呼ぶ。個人がもつ価値・倫理が不特定多数に向けられるのに対し、専門職がもつ価値・倫理は特定の利用者に対し、専門職組織に属する専門家自らが行った専門実践行為（サービス）に関して自ら専門倫理責任をとるものである（北島 2008：4）。

ソーシャルワークにおける価値と倫理の展開について、リーマーは以下の3つの段階を示している（Reamer 1999 秋山監訳 2001：11-12）。第1段階はソーシャルワークが公に専門職として出発した19世紀末であり、ソーシャルワーカーの倫理よりもクライアントの道徳性に関心を持っていた段階、第2段階は20世紀初頭のセツルメント・ハウス運動の台頭の時期で、住居、保険、衛生、雇用、貧困、教育などに関連する広範な社会問題を改善することを意図した劇的な社会改革を重視する段階、第3段階は1940年代終わりから50年代初めで、この段階になってようやく専門職

及び実践者の道徳性や倫理に焦点があてられるようになった。その象徴として、リーマーは1947年のアメリカ・ソーシャルワーカー協会代表者会議による倫理綱領の採択や、倫理に関する研究論文の増加をあげている(Reamer 1999 秋山監訳 2001:12)。こういった状況から専門職の倫理といっても焦点があてられるようになってから60年から70年の年月しか経っておらず、1869年にロンドンで慈善組織協会が結成されたことから始まるソーシャルワークの歴史からみて、その歴史の半分も占めてはいない状況であるといえる。

あらゆる専門職業には専門職倫理が備わっているが、特にソーシャルワークに専門職倫理が必要な理由として、ソーシャルワーカーはクライアントの問題解決に影響を及ぼす一定の権限・権力をもっていること、人権の尊重、社会正義、利用者の自立支援等ソーシャルワークは社会福祉の価値・理念に基づく実践であること、ソーシャルワークは個人だけでなく家族や地域住民等多様な対象に働きかける実践であること、社会福祉実践は社会的責任を担っていることがあげられる(藤野 2010:141-142)。

このように、ソーシャルワーク実践において倫理は重要なものである。そして、専門職倫理を形にしたものとして、倫理綱領がある。倫理綱領は専門職業の属性のひとつの条件と考えられることも多く(奥田 1992:70-71)、倫理綱領はその専門職のアイデンティティを形成するものとも言える。倫理綱領は個人が作成するのではなく組織として定められてものであり、日本における社会福祉士については2005年に採択された「社会福祉士の倫理綱領」があり、策定した社団法人日本社会福祉士会は倫理綱領にもとづく実践を社会福祉士に求めている。しかし、倫理綱領の重要性が認識されている一方で、倫理綱領にもとづいた社会福祉実践は未だ十分に浸透しているとはいえない現状があることが報告されている(山下、2009;山下、2010)。

本研究では山下の研究をもとに「社会福祉士の倫理綱領」の中でも「利用者に対する倫理責任」について、社会福祉施設の新任職員がどのように認識しているのかについて現状を明らかにし、社会福祉実践に従事する職員の倫理について課題を提示していくこととする。

II 研究方法

1. 調査対象および方法

A県B市にて、平成23年7月に開催された「平成

23年度社会福祉従事者新任職員研修会」において、筆者自身が担当した「福祉倫理と職業倫理」の講義の際に調査票を配布、回収を行った。参加者269名のうち248名の調査票を回収し(回収率92.2%)、分析対象とした。分析対象者の基本属性を表1に示した。

この「社会福祉従事者新任研修」は社会福祉従事2年未満の職員が参加できるものであり、社会福祉士だけでなく、介護福祉士や保育士も参加する研修である。介護福祉士や保育士もそれぞれ固有に倫理綱領をもっているが、社会福祉士の倫理綱領にもとづいた調査を行うこととしたのは、介護福祉士や保育士も「社会福祉の専門職」であるということ、「利用者に対する倫理責任」は社会福祉の専門職に共通するものであるということ、社会福祉士の倫理綱領そのものを問うことを調査の目的としているわけではないことからである。

2. 調査内容

本研究では、山下による先行研究(山下、2009;山下、2010)で使用された20の質問項目を用いた。これらの20の質問項目は「社会福祉士の倫理綱領」における「倫理基準」の「利用者に対する倫理責任」の「行動規範」にもとづいて作成されたものであり、「倫理的に大いに問題があると思う」「倫理的にやや問題があると思う」「どちらとも言えない」「倫理的に問題ではないがやや不適切であると思う」「倫理的に全く問題でないと思う」の5件法で答えるものである。「利用者の個人に関する情報を、セキュリティに配慮して書く関係機関に電子メールで一斉送信した。」「児童養護施設の児童が記録の閲覧を希望したが、本人への精神的な影響が大きいと判断して閲覧を認めなかった。」の2つの項目については逆転項目で「倫理的には問題がない行為」とされている。

また個人属性のほか学生時代に倫理綱領をどの程度学んだかについて、「十分学んだ」「少し学んだ」「学んだ気がする」「全く学んでいない」という4件法で訊ねた。これは、学生時代に倫理綱領を学んだ方が、倫理意識が高くなるとの仮説に基づいた設問である。

3. 倫理的配慮

倫理的配慮として、調査票の配布の際に、個人が特定されるわけではないこと、筆者自身の研究や筆者自身が講師となる研修の資料以外には用いないことを口

頭で説明し、同意が得られた場合にのみ回収に応じて欲しい旨も合わせて説明した。

Ⅲ 結果と考察

1. 参加者について

社会福祉従事2年未満の職員が参加できることが基本ではあったが、表1の回答者の基本属性をみると、従事年数が「2年以上」の参加者も4.4%見られる。また、新任研修ということである程度若い参加者を想定していたが、「その他」が27%であった。「その他」の年齢とは30歳以上をさしていると考えられる。30歳以上の参加者が、想定していた以上に多かった。

2. 「利用者に対する倫理責任」について

「利用者に対する倫理責任」の平均値及び標準偏差を表2にまとめた。表2によると平均値が高かったのが、「8：知的障害のある利用者への二者択一の情報提供」、「3：友達から頼まれた人に進んで自分が担当となった」、「5：利用者からの菓子折り」、「17：お世話してあげたい」といった4項目で、平均値3点以上を示した。「3：友達から頼まれた人に進んで自分が担当となった」「5：利用者からの菓子折り」の2つの項目については、山下の研究でも同様に倫理的に問題がある行為と認識している度数が高かったことが報告され

ている（山下 2009）。また、「12：利用者の個人に関する情報を電子メールで一斉送信」について、山下の研究では倫理的に問題のある行為との回答が78.4%と高い数値を示していたが（山下 2009）、本研究では平均値1.57と低い数値を示し、倫理的に問題ない行為と考えられている結果を示した。

表3に「利用者に対する倫理責任」20項目と性別・年齢別の平均値をまとめた。これをふまえて、「利用者に対する倫理責任」20項目と性別についてt検定を行ったところ、「8：知的障害のある利用者への二者択一の情報提供」のみ、有意差が見られた（ $t = -2.048$ 、 $p < 0.05$ ）。「8：知的障害のある利用者への二者択一の情報提供」の平均値は女性が3.28と非常に高い値を示しており、知的障害のある利用者への二者択一の情報提供について、男女差があることが示唆された。

また、「利用者に対する倫理責任」20項目と年齢について一元配置の分散分析を行ったところ、「2：サークルに入らないか誘った」（ $F=3.645$ 、 $p < 0.05$ ）、「5：利用者からの菓子折り」（ $F=3.671$ 、 $p < 0.05$ ）、「17：お世話してあげたい」（ $F=2.729$ 、 $p < 0.05$ ）の4項目において有意差が見られた。多重比較の結果では、「2：サークルに入らないか誘った」では「25歳未満」と「その他」、「5：利用者からの菓子折り」でも「25歳未満」と「その他」、「17：お世話してあげたい」でも「25

表1 回答者の基本属性

		回答数	%			回答数	%	
性別	男性	77	31	従事年数	半年未満	110	44.4	
	女性	159	64.1		1年未満	40	16.1	
年齢	20歳未満	30	12.1		1年半未満	45	18.1	
	20歳～24歳	116	46.8		2年未満	37	14.9	
	25歳～29歳	30	12.1		2年以上	11	4.4	
	その他	67	27		資格の有無	資格はもっていない	39	15.7
職場	高齢者関係	103	41.5			資格はひとつ持っている	198	79.8
	障がい者関係	56	22.6			複数の資格をもっている	11	4.4
	子ども関係	71	28.6		取得資格 (複数回答)	社会福祉士	9	
	社協・行政	6	2.4			介護福祉士	37	
	その他	6	2.4			精神保健福祉士	3	
最終学歴	大学院	1	0.4			保育士	65	
	4年制大学	38	15.3	その他		107		
	短期大学	54	21.8	倫理綱領について学んだか	充分学んだ	12	4.8	
	専門・専修学校	65	26.2		少し学んだ	60	24.2	
	高等学校	77	31		学んだ気がする	80	32.3	
その他	2	0.8	全く学んでない		91	36.7		

注：いくつかの設問において無回答があったため、合計が100%にならない場合がある。

表2 「利用者に対する倫理責任」の平均値及び標準偏差

		平均値	標準偏差
1	異性の利用者から個人的に連絡をとりたいので、個人のメールアドレスを教えて欲しい」と言われ、教えた。	1.90	1.131
2	自分の所属するサークルのメンバーが少なくなってきたので、運営が苦しくなってきたので、担当している利用者、サークルに入らないか誘った。	2.62	1.305
3	仲良くしている友達から、認知症になった友達の親の支援を頼まれ、昔からよく知っている人なので、進んで自分が担当になった。	3.12	1.292
4	選挙のときに、利用者から「あなたの応援している人に投票するよ」と言われ、自分の応援している候補者の名前を伝えた。	2.37	1.414
5	利用者のお宅を訪問したとき、利用者からの好意で菓子折りを渡された。最初は断ったが、本人との今後の関係も考慮し、受け取った。	3.08	1.300
6	利用者から「担当を変更して欲しい」と言われたが、よくわがままを言う人なので断った。	2.05	1.090
7	認知症のある利用者への重要事項の説明を行ったが、利用者が理解しているかどうかの確認まではしなかった。	1.71	0.956
8	知的障害のある利用者が自己選択をしやすいうように予め二者択一になるような情報提供をした。	3.17	1.254
9	利用者本人と家族の意向が違っていたが、自分と家族の意向が一致していたため、家族の意向を優先して対応した。	1.91	1.059
10	問題解決を支援する目的で、利用者の了解なく、個人情報に関係機関へ手渡した。	1.46	1.058
11	記録など個人情報に関する書類を、鍵のないロッカーで保管している。	1.44	0.985
12	利用者の個人に関する情報を、セキュリティに配慮して書く関係機関に電子メールで一斉送信した。	1.57	0.996
13	児童養護施設の児童が記録の閲覧を希望したが、本人への精神的な影響が大きいと判断して閲覧を認めなかった。	2.83	1.302
14	高齢者施設の利用者のケース記録を、外部研修会資料として、名前はふせて、本人の了解なく提供した。	2.07	1.261
15	知的障害のある利用者の認定調査時に、サービスを多く受けることができるよう、実際よりも状態を悪く伝えた。	1.52	0.962
16	虐待に対する正しい知識をもっていないが、そのことで特に困っていないため、特に学習機会も作っていない。	1.89	1.108
17	利用者に対しては、いつも「お世話してあげたい」という姿勢で接している。	3.05	1.309
18	利用者の権利擁護活動には、あまり興味がない。	2.04	1.056
19	契約に関する説明の際、家族から時間がないと言われたため、要点のみで切り上げた。	2.15	1.165
20	意思表示の少ない利用者への支援で、本人の意思がわからなかったため、自分の考えで行動した。	1.81	1.027

歳未満」と「その他」の間の差が5%水準で有意であった。「2：サークルに入らないか誘った」と「5：利用者からの菓子折り」では「25歳未満」が有意に高いことが示されたが、「17：お世話してあげたい」では「その他」が非常に高い平均値を示しており、「その他」の年代における「お世話してあげたい姿勢で接している」気持ちの高さがうかがえる。

表4に「利用者に対する倫理責任」20項目と「職場」「資格」の平均値をまとめた。これをふまえて、「利用者に対する倫理責任」20項目と「職場」について一元配置の分散分析を行ったところ、「2：サークルに入らないか誘った」($F=4.996, p<0.01$)、「5：利用者からの菓子折り」($F=4.703, p<0.01$)、「6：わがままを言う人なので断った」($F=2.404, p<0.05$)の3項目に

おいて有意差が見られた。多重比較の結果、3項目とも、「高齢者関係」と「子ども関係」の間に5%水準で有意差が見られた。3項目とも「子ども関係」が高い平均値を示しており、「子ども関係」の職場で働いている人がサークルへの勧誘や利用者からの菓子折りを受け取ったり、わがままを言う人なのでと断ることが多いことが有意に示された。

次に「利用者に対する倫理責任」20項目と「資格」について、一元配置の分散分析を行ったところ、「8：知的障害のある利用者」に二者択一になるような情報提供」($F=4.160, p<0.05$)のみ有意差が見られた。多重比較の結果、「資格ひとつ」と「資格複数」の間に5%水準で有意差が見られた。「資格ひとつ」が高い平均値を示していることから、「資格複数」と比べて、「資

表3 「利用者に対する倫理責任」20項目と性別・年齢別の平均値

	性別：男性	性別：女性	年齢：20歳未満	年齢：25歳未満	年齢：30歳未満	年齢：その他
1	1.95	1.90	1.93	1.84	1.87	2.01
2	2.43	2.75	2.53	2.85	2.73	2.21
3	3.10	3.17	3.20	3.30	3.00	2.82
4	2.27	2.43	2.53	2.44	1.80	2.39
5	2.91	3.18	3.33	3.27	2.93	2.67
6	2.09	2.04	2.33	2.01	1.63	2.12
7	1.69	1.73	1.67	1.60	1.47	1.97
8	2.93	3.28	3.40	3.09	3.03	3.22
9	1.96	1.88	1.77	1.85	1.87	2.01
10	1.47	1.43	1.43	1.37	1.73	1.43
11	1.35	1.48	1.40	1.39	1.37	1.51
12	1.48	1.61	1.80	1.65	1.33	1.36
13	2.75	2.90	2.87	2.83	2.27	3.04
14	1.97	2.13	2.33	2.00	2.30	1.96
15	1.45	1.59	1.67	1.59	1.47	1.33
16	1.90	1.92	1.97	1.95	1.70	1.85
17	2.89	3.15	2.90	2.89	3.03	3.44
18	2.06	2.08	2.17	2.01	1.97	2.09
19	2.10	2.18	1.93	2.15	2.07	2.22
20	1.81	1.81	1.87	1.85	1.87	1.66

表4 「利用者に対する倫理責任」20項目と職場・資格の平均値

	職場：高齢者関係	職場：障がい者関係	職場：子ども関係	職場：社協・行政	職場：その他	資格なし	資格ひとつ	資格複数
1	1.84	2.13	1.86	1.83	1.83	2.13	1.87	1.55
2	2.31	2.61	3.17	2.33	2.33	2.51	2.67	2.09
3	3.02	3.02	3.45	3.00	2.83	2.77	3.20	2.91
4	2.27	2.29	2.65	2.17	1.83	2.15	2.39	2.73
5	2.81	3.07	3.56	2.17	3.00	3.21	3.05	3.18
6	1.88	2.02	2.37	1.67	1.83	2.13	2.07	1.45
7	1.78	1.57	1.72	1.50	2.00	1.79	1.71	1.27
8	3.19	3.02	3.28	2.67	3.33	2.87	3.27	2.36
9	1.98	1.84	1.92	1.50	1.50	1.97	1.92	1.45
10	1.46	1.41	1.52	1.17	1.50	1.39	1.47	1.36
11	1.47	1.20	1.62	1.17	1.33	1.55	1.44	1.09
12	1.45	1.54	1.70	2.17	1.33	1.79	1.53	1.55
13	2.70	2.84	3.01	3.33	2.33	3.18	2.78	2.55
14	2.12	1.82	2.22	2.00	2.17	2.16	2.10	1.36
15	1.43	1.52	1.70	1.17	1.83	1.37	1.56	1.45
16	1.89	1.79	2.00	1.83	2.17	1.66	1.95	1.64
17	2.94	3.04	3.19	3.00	3.67	3.08	3.09	2.36
18	2.10	1.96	2.07	2.17	2.00	1.84	2.09	2.00
19	2.20	1.96	2.26	1.67	2.17	2.26	2.15	1.64
20	1.82	1.77	1.92	1.33	1.67	1.82	1.82	1.73

格ひとつ」の人は「知的障害のある利用者二者択一の情報提供をする」ことを倫理的に問題ないと考えている人が多いことが有意に示された。

表5に「利用者に対する倫理責任」20項目と「最終学歴」「従事年数」の平均値をまとめた。これをふまえて、「利用者に対する倫理責任」20項目と「最終学歴」について、一元配置の分散分析を行った。統計処理にあたり、1名と回答された「大学院」は「その他」に組み入れた。その結果、「2：サークルに入らないか誘った」($F=4.854, p<0.05$)、「5：利用者からの菓子折り」

($F=4.359, p<0.05$)の2項目で有意差が見られた。多重比較の結果、「2：サークルに入らないか誘った」では「短大」と「高等学校」、「5：利用者からの菓子折り」では「4年制大学」と「短大」、「短大」と「専門・専修学校」、「短大」と「高等学校」の間に5%水準で有意差が見られた。2項目とも「短大」の平均値が高く、「短大」の人がサークル勧誘したり、利用者からの菓子折りを受け取ることを倫理的に問題がない行動であると考えていることが有意に示された。

「利用者に対する倫理責任」20項目と「従事年数」

表5 「利用者に対する倫理責任」20項目と最終学歴・従事年数の平均値

	最終学歴：4年制大学	最終学歴：短大	最終学歴：専門・専修学校	最終学歴：高等学校	最終学歴：その他	従事年数：半年未満	従事年数：1年未満	従事年数：1年半未満	従事年数：2年未満	従事年数：2年以上
1	1.78	2.07	1.97	1.84	2.00	1.91	2.00	2.00	1.56	2.45
2	2.61	3.13	2.83	2.18	2.67	2.51	2.78	2.80	2.41	3.36
3	3.03	3.43	3.03	2.97	3.67	3.15	2.93	3.18	3.14	3.36
4	2.32	2.65	2.08	2.42	2.33	2.24	2.35	2.47	2.49	2.91
5	2.87	3.70	2.94	2.88	2.67	3.10	2.85	3.18	2.89	3.73
6	1.95	2.26	1.89	2.16	1.33	2.04	2.10	2.00	2.14	1.64
7	1.55	1.70	1.65	1.84	2.67	1.60	1.90	1.80	1.62	1.91
8	2.63	3.28	3.22	3.31	3.50	3.06	3.20	3.29	3.11	3.64
9	1.74	1.85	1.94	2.00	2.67	1.71	2.13	1.93	1.92	2.73
10	1.42	1.59	1.28	1.52	1.33	1.46	1.35	1.42	1.59	1.45
11	1.42	1.63	1.32	1.44	1.33	1.39	1.35	1.51	1.57	1.45
12	1.76	1.81	1.42	1.47	1.33	1.63	1.50	1.57	1.62	1.00
13	2.55	3.00	2.68	2.96	2.33	2.79	2.75	3.09	2.76	2.73
14	2.13	2.23	2.00	1.95	1.67	2.08	2.00	2.23	1.95	2.18
15	1.61	1.61	1.49	1.48	1.33	1.52	1.30	1.36	1.76	2.36
16	1.92	1.96	1.74	2.05	1.67	1.94	1.85	1.84	1.92	1.73
17	2.74	3.06	3.02	3.23	2.33	2.90	3.31	3.33	2.86	3.09
18	2.11	1.98	2.00	2.12	1.67	1.96	2.15	2.18	2.00	2.18
19	2.08	2.24	2.12	2.05	3.33	2.06	2.15	2.31	2.06	2.27
20	1.61	2.00	1.88	1.71	1.00	1.65	1.85	2.09	1.95	1.73

ついて、表5をもとに、一元配置の分散分析を行ったところ、「9:家族の意向を優先」($F=3.108, p<0.05$)、「15:実際よりも状態を悪く伝える」($F=3.635, p<0.05$)の2項目において有意差が見られた。多重比較の結果、「9:家族の意向を優先」では「半年未満」と「2年以上」、「15:実際よりも状態を悪く伝える」では「半年未満」と「2年以上」、「1年未満」と「2年以上」、「1年半未満」と「2年以上」の間に5%水準で有意差が見られた。2項目ともに「2年以上」が高い平均値を示しており、差が見られた。

次に、「利用者に対する倫理責任」と「学生時代に倫理綱領を学んだか」についての平均値を表6にまとめた。これをふまえ、一元配置の分散分析を行ったところ、「6:わがまを言う人なので断った」($F=2.929, p<0.05$)、「14:利用者のケース記録を、名前はふせて、本人の了解なく提供した」($F=4.047, p<0.05$)の2つの項目で有意差が見られた。多重比較の結果、「6:わがまを言う人なので断った」では「十分学んだ」と「少し学んだ」、「十分学んだ」と「学んだ気がする」、「十分学んだ」と「全く学んでいない」、「14:利用者のケー

ス記録を、名前はふせて、本人の了解なく提供した」では「十分学んだ」と「少し学んだ」、「十分学んだ」と「学んだ気がする」、「十分学んだ」と「全く学んでいない」間に5%水準で有意差が見られた。両項目ともに「倫理綱領を十分に学んだ」人が低い平均値を示しており、「わがまを言う人なので断った」や「利用者のケース記録を、名前はふせて、本人の了解なく提供した」という行為が「倫理的に問題がある」という認識を「倫理綱領を十分に学んだ」人が持っていることが有意に示された。

3. 本研究の限界と今後の課題

まず、参加者の年齢を想定できておらず、調査票作成の段階で、「30歳以上」の項目を入れていなかったことは本研究の不十分な点である。同様に最終学歴についても、「社会福祉系」と「社会福祉系以外」を区別していない点も、調査票作成段階での不備であると言える。

また「利用者に対する倫理責任」の認識状況は、さまざまな要因が影響していると考えられるものであ

り、二者関係で説明できるものではないとも考えられる。したがって、さらにモデルを精査し、因果関係や相関関係の立証に取り組み組んでいく必要性を感じている。

さらに付け加えておきたい点として、「社会福祉士の倫理綱領」が十分認識されていることと、「社会福祉士の倫理綱領」にもとづいた実践が行われることは、必ずしもイコールとはならないことも触れておきたい。ソーシャルワーク実践は価値観、倫理の葛藤がしばしば起こるものであり、避けて通ることはできず、生じる倫理的ジレンマをどのように管理していくか、その指針を頭に入れて行動することが望まれている（平山 1998:20）。こういった指針は Reamer（1999 秋山監訳 2001:102-105）も示しているし、川村も「ディレンマ解決のための 10 のステップ」を示している（川村 2002:69-71）。しかし、一方で、Reamer はこういった指針が明快な解決策にはならないことと、指針は実践家のための系統的な枠組みを提供するものであると述べている（Reamer 1999 秋山監訳 2001:106）。こういった点をふまえ、社会福祉実践において価値や倫理の葛藤が避けられないものであるからこそ、価値や倫理について検討を行っていくことは重要なことであり、ソーシャルワーク実践における価値や倫理にもとづいた実践とは、どのような実践なのか、検討を行っていくことも重要であると考え。引き続き、ソーシャルワーク実践における価値や倫理にもとづいた実践について検討していくこととしたい。

IV まとめ

「社会福祉士の倫理綱領」の中の「利用者に対する倫理責任」の認識状況を求めた 20 項目について、「性別」「年齢」「職場」「資格」「最終学歴」「従事年数」「学生時代に倫理綱領を学んだか」といった点から分析を行った。「学生時代に倫理綱領を学んだか」という点から、「十分学んだ」人が「倫理的に問題がある」という認識を持っていることが有意に示された。つまり学生時代に倫理綱領を十分に学んだ人が、倫理綱領を認識している可能性が高いということであり、言い換えれば倫理綱領を理解して実践を行うためには、学生時代に倫理綱領を十分に学ぶ必要があるということである。これは、学生時代に倫理綱領を十分に学ぶ必要性が示唆されたといえる。

また、「利用者に対する倫理責任」20 項目について

一元配置の分散分析であげられてきた項目として、「2: サークルに入らないか誘った」「5: 利用者からの菓子折り」「8: 知的障害のある利用者への二者択一の情報提供」「9: 家族の意向の優先」「14: 利用者のケース記録を、名前はふせて、本人の了解なく提供した」「15: 実際よりも状態を悪く伝える」があげられた。これらの中でも、「2: サークルに入らないか誘った」「5: 利用者からの菓子折り」は、「年齢」「職場」「最終学歴」であがってきていた。「2: サークルに入らないか誘った」は、「社会福祉士の倫理綱領」の中でも、「行動規範」における「利用者に対する倫理責任」

表6 「利用者に対する倫理責任」20 項目と「学生時代に倫理綱領を学んだか」についての平均値

	倫理綱領： 十分学んだ	倫理綱領： 少し学んだ	倫理綱領： 学んだ気がする	倫理綱領： 全く学んでいない
1	1.58	1.98	1.73	2.03
2	2.58	2.77	2.81	2.35
3	2.92	2.95	3.21	3.21
4	2.25	2.30	2.55	2.26
5	3.08	3.22	3.21	2.87
6	1.33	1.93	2.25	2.03
7	1.50	1.63	1.73	1.77
8	2.92	3.10	3.16	3.22
9	1.67	1.73	2.13	1.85
10	1.00	1.48	1.41	1.54
11	1.17	1.33	1.50	1.48
12	1.25	1.43	1.72	1.52
13	2.00	2.62	2.93	2.98
14	1.08	2.00	2.35	2.00
15	1.67	1.55	1.64	1.41
16	1.83	1.85	1.99	1.87
17	2.33	2.72	3.23	3.21
18	1.83	1.80	2.20	2.09
19	1.92	2.10	2.27	2.10
20	1.33	1.75	1.85	1.89

の「2. 利用者の利益の最優先」の「2-1. 社会福祉士は、専門職の立場を私的なことに利用してはならない」をもとに作成されている（山下 2009）。また、「5: 利用者からの菓子折り」は、同じく行動規範における利用者に対する倫理責任の「2. 利用者の利益の最優先」の「2-2. 社会福祉士は、利用者から専門職サービスの代償として、正規の報酬以外に物品や金銭を受け取ってはならない」をもとに作成された項目であり（山下 2009）、倫理綱領や倫理綱領に含まれる行動規範を理解していれば、自ずと回答は決まってくる。「倫理的に問題があると思う」との回答がされていない人は、倫理綱領を十分に理解していないと言える。ただソーシャルワーク実践は、先述しているように常に倫

理的ジレンマをはらんでおり、倫理綱領に則った行動が常に求められるかといえば、一概に言えない側面もある。しかし倫理的ジレンマに対処するためにも、倫理綱領や行動規範を十分に理解しておくことが、実践者には求められる。

文献

- 奥田いさよ (1992) 『社会福祉専門職性の研究』川島書店
- 北島英治 (2008) 「専門職に求められる価値と倫理」
日本認知症ケア学会監修『認知症ケアにおける倫理』ワールドプランニング
- 社団法人日本社会福祉士会編集 (2007) 『改訂 社会福祉士の倫理－倫理綱領実践ガイドブック－』中央法規出版
- 藤野好美 (2010) 「専門職倫理と倫理的ジレンマ」成清美治・加納光子編著『相談援助の基盤と専門職』学文社、139-153
- 平山尚 (1998) 「福祉社会実践とは何か」平山尚・平山佳須美・黒木保博・宮岡京子『社会福祉実践の新潮流』ミネルヴァ書房
- 山下浩紀 (2009) 『「社会福祉士の倫理綱領」に対する認識状況に関する研究－「利用者に対する倫理責任」に焦点をあてて－』東洋大学大学院修士論文
- 山下浩紀 (2010) 「『社会福祉士の倫理綱領』に対する認識状況に関する研究－『利用者に対する倫理責任』に焦点をあてて－」『日本社会福祉学会第58回秋季大会報告要旨集』日本社会福祉学会、p 196-197
- Levy, C.S. (1993) *Social Work Ethics on The Line*, The Haworth Press, Inc (= 1994、小松源助訳『ソーシャルワーク倫理の指針』勁草書房)
- Reamer, F. G. (1999) *Social Work Values and Ethics, 2nd ed.*, Columbia University Press, p5-6 (= 2001、秋山智久監訳『ソーシャルワークの価値と倫理』中央法規出版)